

不適正な支払い

- A. 要約
- B. 適用性
- C. 方針
- D. 責任
- E. 手順
- F. 参考資料
- G. 審査



倫理規範

2002年11月1日発行
2010年1月29日改訂

A. 要約

UTC は、競争力のあるビジネスオファターの有利性のみに基づいて、精力的に、公平に競争します。当社は、ビジネスを獲得または保持したり、有利性を確保するために賄賂を提供することはしませんし、どこの - 公設または私設の - どのような市場においても当社の利益のためにそのようなことをする者を許しません。当社はこの方針を広義に解釈し、厳しく適用する所存です。

B. 適用性

この方針は、UTC の他、その子会社、事業部などの管理されたビジネスの実体、および世界中のすべての社員に適用されます。文脈により別の意味が示されない限り、UTC に言及することはすべての事業体およびその社員にも当てはまります。

UTC は、ビジネスパートナーに、ビジネスを一緒に行って行く上で、適切な契約上の合意、保証および表現によって、UTC の代わりに、または UTC のために、この方針に従う義務を負わせます。

賄賂を否定するこの方針は、あらゆる形の現金、クレジット、値引き、贈物などを、これに限定されずに含む、価値のあるものまたはその他の利益贈与行為に適用されます。この方針は、恩恵を求められた個人の家族または友人に対する贈物または恩恵、個人が恩恵を与えた原因または制度に対する慈善としての寄付、または政治献金にも適用されます。

C. 方針

1. UTC は、相手が役人または公務員または民間団体の社員であっても、そうすることにより、UTC がビジネスを獲得または保持したり、不適正なビジネス上の利点を得る場合、彼/彼女の公務に関して彼/彼女が行動することまたは行動を控えることを誘導するために価値あるものの提供の申し出を約束、公認、実施または許したりしません。
2. UTC の方針は、事業体の自国における、国、州および地域の法律に従う候補

- 者、公務員または政党への合法的な政治献金を禁止しません。しかし、そうでない場合、その目的がビジネスの獲得または保持または不適正な利点を得ることである場合、合法的な、政治献金または政党の従業員への支払いは禁じられています。UTC の基金および資産は、非合法の政治献金、またはこの方針と矛盾する他の非合法の目的または方法では使用しません。どのような目的の政治献金も[会社方針書 – セクション 5](#)に従って審査する必要があります。
3. UTC の方針では、事業体の自国の国、州および地域の法律に従う慈善寄付を許可、実際には奨励しています。しかし、そうでない場合、その目的がビジネスの獲得または保持または不適正な利点の獲得である場合、合法的な慈善寄付は禁じられています。事業体の慈善寄付は、事前に[会社方針書 – セクション 11](#)に従って審査する必要があります。
 4. 特別の規則に従わなければならない米国の国家公務員を除いて、UTC の製品またはサービスの販売促進、実演、説明または証明に直接関係する、または契約の締結または履行に直接関係する出費は、適切に払い戻し可能にすることができます。しかし、払い戻された出費には、そのビジネスのゲストに対する交通費、食事、宿舍および偶発的な接待を含む合理的な費用しか入っていません。合法的なビジネスの実行に必要なでない家族または第三者の出費は、払い戻されません。払い戻しは、明確な契約上の義務に従った項目別にした請求書または適切な契約書に基づいて、個人の雇用者に対してのみ行われ、個人には直接戻されません。払い戻されたすべての出費は、正確に、適切に記録しなければなりません。事前に、ビジネスプラクティス オフィサーおよび事業体の顧問弁護士と連絡を取り、そのような出費の払い戻しが適正であることを確実にします。
 5. 特別の規則に従わなければならない米国の国家公務員を除いて、慣習上のもので、頻度および価値が合理的なビジネス上の贈物は一般的に許可されます。しかし、優遇される対応を得るための交換条件としての贈物、又は受理側又はその雇用主が方針として禁止しているような贈物は、いかなる場合でも許されません。ビジネスギフトは、UTC 倫理規範補足 [「ビジネスギフトの授受」](#)に規定されている標準および報告の要求に従わなければいけません。
 6. 社員以外の販売代理人のサービスは、会社方針書 – [セクション 48A](#)に従って、

- 発効した契約書の下でのみ従事および管理させます。承認された契約書の条件に従う場合を除いて支払いは行いません。
7. その活動が、UTC 製品の販売を直接的または間接的に支援または促進する、ジョイントベンチャー パートナー (すべてのエクイティベースの、または契約を結んだジョイントベンチャーおよびチーム作成の合意を含む)、ディーラー、販売業者、付加価値再販業者、下請業者などのビジネスパートナーとの関係を定める新規または更新の契約書には、UTC のカウンターパーティが、この方針およびここで参照された、関係する UTC の標準を読んで理解したという、適切な保証または表現が含まれ、すべてのジョイントベンチャーの活動が完全に要求に従うという同意が示され、カウンターパーティが、UTC に代わってまたは UTC の利益のために、自身で実施できるすべての活動が保証および表示されています。事業体は、更新に従わない既存のジョイントベンチャーまたは類似の関係を審査し、必要な行動を起こして、関係を定める合意がタイムリーに修正されて同じ標準を盛り込むことを確実にします。UTC の管理が不足しているジョイントベンチャーにこれらの標準の取り込みを容易にするために、ベンチャーの取締役会が、この方針の实质および関係する標準をジョイントベンチャーのための方針として年に一度採用することは受け入れ可能です。
 8. UTC は、ジョイントベンチャーの売り込みを支援するために誰かを使用または採用することがすべての適用される法律および UTC の倫理規範に従う情報開示および権利放棄、不関与などの方法によって解決できない利害の対立を生み出す場合、この使用または採用を行いません。
 9. UTC はどのような目的であっても情報開示も記録もされない基金または資産を構築しません。
 10. どのような理由であっても UTC の会計帳簿に虚偽または見せかけの記録が故意に記帳されることはありません。UTC に代わって行われる支払いは、その支払いをサポートする文書、会計帳簿などによって記載されたもの以外の目的で、そのような支払いの内どの程度であっても使用されることを意図または理解している場合は、承認も実施もされません。

D. 責任

1. UTC の上級副社長兼相談役は、この方針に起因する問題に対する上級責任者です。
2. 各基幹事業ユニットの社長または最高経営責任者は、すべての事業体による、この方針およびすべての実施方針または手順に従うことを確実にするのに十分な内部統制プログラムを構築し維持します。
3. UTC Internal Audit の取締役は、事業体の内部統制プログラムが適切であることを合理的に確実にすることに十分な、不適正な支払いの承諾の定期的な監査を実行または提供します。

E. 手順

付録 A を参照してください。UTC 上級副社長兼相談役は、必要に応じて付録 A の規定または修正を行う権限を与えられ、この方針および不適正な支払いおよびビジネス上の不正に関連する米国、国際または米国外の国または地方の法律に従うことを育成し、確実にします。

F. 参考資料

- [セクション 5 – 政府関係](#)
- [セクション 7 – 利害の対立](#)
- [セクション 11 – 慈善活動・事業への貢献](#)
- [セクション 17 – コンサルタントなどの専門的サービスに対する合意](#)
- [セクション 34 – 順守プログラム](#)
- [セクション 44 – 産業協力および経済補正](#)
- [セクション 48 – 社員以外の販売代理人](#)

G. 審査

UTC 上級副社長兼相談役は、この方針を 2 年毎に審査します。(最終審査 – 2009 年 12 月)

付録 A

A. はじめに

賄賂および関連する形の、公設または私設の市場への影響の買収は、米国、国際および外国の法律を寄せ集めたものによって禁止されています。米国およびその最大の貿易相手の国々は、各国が公設市場における国際商取引における賄賂を禁止する法律を制定し、腐敗した活動の検出を容易にする会計協約を義務付けることを要求する多国間条約 (OECD 条約) を採用しました。米国では、この条約は、最初、1977 年に制定された海外腐敗行為防止法 (「FCPA」) によって結ばれており、類似の法律は米国の最大の貿易パートナーの間で発効しており、世界中のどの国も実質的に、日常の行政上の行動を早めるためのいわゆる「円滑化支払い」も含め、どのような目的に対しても役人に対する私的な支払いを禁じています。多くの国々において、一般法が私設市場の腐敗に対応しており、多くの国々において損害に対する行動の私的な権利も使用でき、不正な競争に対して不当な扱いをされた競争相手が利用することもできます。

ビジネスの腐敗に関する法律の景観は、寄せ集めのままですが、公設および私設の両方市場における腐敗した支払いを禁止する傾向は、鮮明になっています。この傾向は明らかに、すべての者の利益に最もなっています。市場が、顧客に対して最良の全体価値を構成する価格で高品質で最高の性能の製品およびサービスをタイムリーに供給に基づく正直な競争を要求するとき、効率は向上され、革新が促進されます。買収は両方に課される隠れた税金です。

これらの理由のために、UTC は、現在の法律体制より広範囲かつ単純で、明らかにどこにおいても最も市場の利益にかなう単独の地球政策を選びました。

腐敗し、従って不適正になるために、支払いが意思決定者によって個人的に受取られる必要はありません。当社の方針も UTC 社員の行動に限定されている訳ではありません。UTC は、法的に説明する義務がある可能性があり、当社の方針に対する理由は、同様に関係していると思われていますが、このとき販売代理人、販売業者またはジョイントベンチャーのパートナーのような第三者が腐敗した支払いを行

ったり引き起こしたりします。ビジネスパートナーの慎重な選択（次のものを含むがこれらに限定されない。ジョイントベンチャーのパートナー、下請業者、販売業者および販売代理人）、相当な注意、契約上の禁止事項および監査および監督が、当社ができる範囲で UTC のビジネスに関係する上記活動を防止するために必要です。

B. 年次表明書簡

毎年、UTC の上級副社長兼相談役は、各 UTC 事業ユニット、下請業者などの管理された組織における以下の各人から、彼/彼女がこの方針を読んで理解し、(a) 彼/彼女の知識および信念の及ぶ限り、贈賄などの違反のないこと、または (b) 彼/彼女はこの方針違反の構成要素となるかもしれない問題に気付いているということの書面による表明を取得します。

1. 会社方針書 – セクション 7 の添付書類 1 のパラグラフ C.2 に規定された判定基準に関係する、毎年の利害の対立の観測を実行する必要があるすべての社員、および
2. 毎年の利害の対立の観測を実行する必要のない、他の選ばれたまたは指名された UTC およびその事業体の取締役および役員（ジョイントベンチャーの社員でない少数派の取締役を含む）。

UTC が免職の権限を持つ取締役および社員の場合は、証明が雇用の条件です。証明することを拒否することは、拒否が不適正な支払いの認識に基づいていないということの合理的な保証を提供するために、調査されます。責任のある、事業体の法廷弁護士は、このような調査の性質および範囲を文書化しなければなりません。

表明は、組織の会計年度全体を対象とし、カレンダー一年の終了の時点で作成され有効になります。これらは、カレンダー一年の終了から 90 日以内に、電子的に提供されるか、そうでない場合は、十分な時間を持って UTC 上級副社長兼相談役が受取るように送られます。表明書簡の署名入りコピーまたはその電子的等価物

は、組織によって保持され、UTC の独立した会計監査官および UTC の社内の監査またはそのどちらか一方からの要求があり次第支給されます。

UTC によって大部分が管理されているジョイントベンチャーにおける、社員以外の少数派の取締役による参加を容易にするために、ベンチャーの取締役会が、各取締役が対象となる期間中に違反の認識がないことを肯定する解決策によってジョイントベンチャーに対しこの方針を採用することが受け入れできます。すべての取締役がこの解決策に毎年署名をすればのことですが。

応答者は、以前に文書化されていなかったり、ビジネスプラクティス組織または UTC または事業体の法律部門に正式に報告されなかった問題を報告するように義務付けられています。認識するビジネスプラクティス役員は、事業体の法廷弁護士と協調を図り、彼/彼女の認識においてこの方針の違反を構成する恐れのある問題に気付いたことを報告する各応答者と連絡を取る責任があり、その問題が適切に審査され、調査され、何らかの処置が施されることを確実にします。